

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受験番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | |
|---------|----------|----|
| 技術部門 | 建設 | 部門 |
| 選択科目 | 都市及び地方計画 | |
| 専門とする事項 | 都市計画 | |

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

問題番号 II-1-3

← 解答する問題番号（1から4）を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

都市機能誘導区域及び居住誘導区域

(1) 区域の設定の考え方 ①

立地適正化計画は、災害危険性のある地域から安全な地域へ居住地域を移動させる目的②で区域を設定する。区域の設定の考え方は、災害レッドゾーンは原則建築を禁止し、災害イエローゾーンは建築許可を厳格化することにより居住用途に用いることができる区域を抑制する③。

- ① 問題では、「都市機能誘導区域及び居住誘導区域について、それぞれ」とありますので、各地域について記載すべきです（本論文は、居住の話しかしていません）。
- ② 立地適正化計画の主たる目的は、「居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているもの」です。※「立地適正化計画の手引き」より抜粋
- ③ これは、制限の内容であり、区域設定の考え方になっていません。「立地適正化計画の手引き」には、以下の内容が示されています。
- 誘導施設や都市機能誘導区域、居住誘導区域等の検討については、まちづくりの方針（ターゲット）、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）、骨格となる都市構造、誘導施設の最適立地の範囲に沿って検討する必要があります。
- ターゲットやストーリーによって、誘導施設の種類や規模、都市機能誘導区域や居住誘導区域等の大きさなども変わってくることに留意する必要があります。
- これらの考えに加え、記載の防災指針関係が加わることになります。

(2) 土地利用の誘導の手法 ④

土地利用の誘導手法は、立地適正化計画における居住誘導施設として、商業施設や福祉施設、行政施設等を配置することで⑤土地利用を誘導する。都市再生特

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

| | |
|------|--|
| 受験番号 | |
|------|--|

| | | |
|---------|----------|----|
| 技術部門 | 建設 | 部門 |
| 選択科目 | 都市及び地方計画 | |
| 専門とする事項 | 都市計画 | |

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

| |
|-------------|
| 問題番号 II-1-3 |
|-------------|

← 解答する問題番号（1から4）を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

別 措 置 法 に お け る 立 地 適 正 化 計 画 は 、 コ ン パ ク ト シ テ
ィ の 計 画 と 整 合 ⑥ さ せ る こ と で コ ン パ ク ト ・ プ ラ ス ・
ネ ッ ト ワ ー ク の 実 現 に も 寄 与 ⑦ す る 。 ⑧

- ④ ①と同様。また、題意は手法を書けとありますが、手法が一つも書いてありません。書く手法は、下図を参照のこと。※「立地適正化計画の手引き」より
- ⑤ 「居住誘導施設として」とありますので、戸建てや、マンションといった住居が該当するものではありませんか。記載の例示、商業、福祉、行政施設は、都市機能施設ではありませんか。また、これらを配置することで誘導するとありますが、配置する（誘導する）ための手法を書くんですよ。これは、「車の運転で注意することは何ですか？」と聞かれて、「注意して運転することです」と答えているようなものです。
- ⑥ コンパクトシティの計画とは何を指すものなのでしょうか。②のとおり、一般に立地適正化計画がそれにあたります。よって、立地適正化計画は、立地適正化計画に整合させるになってます。
- ⑦ ⑥と同様。
- ⑧ 解答は、できるだけ用紙すべてを使い切りましょう。

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受験番号 | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

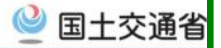
| | | |
|---------|----------|----|
| 技術部門 | 建設 | 部門 |
| 選択科目 | 都市及び地方計画 | |
| 専門とする事項 | 都市計画 | |

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

問題番号 II-1-3

← 解答する問題番号（1から4）を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

7. 誘導施策の検討について



○居住誘導区域内に居住を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②2）

居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができる。

○国の支援を受けて市町村が行う施策

- 居住者の利便の用に供する施設の整備
例) 都市機能誘導区域へアクセスする道路整備 等
- 公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上 等 例) バスの乗換施設整備

○市町村が独自に講じる施策

- 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置
例) 家賃補助、住宅購入費補助 等
- 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 等
- 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置
- 都市のスポンジ化対策のための制度活用

○都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②3）

都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができる。また、民間による都市機能の立地を誘導するには、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策など投資の判断材料を事前明示することが重要である。

○国等が直接行う施策

- 誘導施設に対する税制上の特例措置
- 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

○国の支援を受けて市町村が行う施策

- 誘導施設の整備
- 歩行空間の整備
- 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策

○市町村が独自に講じる施策

- 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
- 市町村が保有する不動産の有効活用施策 等
例) 公有地の誘導施設整備への活用
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成
- 金融機関との連携による支援
- 都市のスポンジ化対策のための制度活用